企業会計制度の歴史から、コロナ禍における事業承継を考える

事業承継時の経営者保証解除に向けた3つの会計要件

日本の企業会計の教育的指導的役割を果たす憲法的な存在であった企業会計原則。将来において企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合に尊重されなければならないものである。本稿では会計制度の歴史を読み解きながら、コロナ禍における事業承継についてお伝えする。

1 企業会計原則とは

企業会計原則は、1949年7月9日に経済安定本部企業会計制度対策調査会により、中間報告として公表された会計基準である。企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、この「原則」は法律ではないものの、すべての企業が会計処理にあたって準拠すべき基準（社会的ルール）である。また1948年7月6日公布の公認会計士法により新設された公認会計士が、証券取引法に基づいて有価証券報告書の内容である財務諸表の公認会計士監査をなす際に準拠すべき基準である。さらに商法や税法規定の改廃をなすにあたり、尊重されなければならない基準でもある。

2 企業会計原則の構成

企業会計原則は、1934年、財務諸表準則の内容をふまえながらも、アメリカ会計学、とりわけアメリカ会計士協会が38年に公表した「会計原則一覧表」を模範とした。

企業会計原則は、①一般原則、②損益計算書原則、③貸借対照表原則からなる。資本取引・損益取引区分の原則と継続性の原則を基軸とする真実性の原則を中心的なドクトリンとし、認識基準としての取得原価主義を基軸とする期間損益計算の構造をなす。また1954年7月の同「原則」部分修正の際に新設された「企業会計原則注解」（損益計算書原則と貸借対照表原則の重要事項についての解釈）も、広義の企業会計原則に含まれると解される。

3 企業会計原則の歴史的意義

企業会計原則は、啓蒙的意義しか果たさなかった1934年商工省準則とは異なり、準法令的な存在として戦後日本企業の会計実践に秩序を与えた。他方、1954年注解は、とりわけ戦後高度経済成長期の資本蓄積期において、商法が利益としてまた税法が益金として捉えていた国庫補助金等の贈与剰余金を、利益剰余金でなく資本剰余金として理解すべきことを主張した。こうした主張は、低成長期に入る1974年注解改正で、事実上取り下げられることになる。

近年の日本における会計基準の国際化にそった部分的時価主義の導入は、企業会計原則の改正を経ない法令の直接的な改正方式によるものである。

4 コロナ禍の事業承継

コロナ禍で消費者の新しい生活様式への対応が中小企業者にとっては急務となっている。今までの強みを生かしながらも環境の変化に対応するためや現経営者の高齢化により事業承継を検討している中小企業者も多い。

事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度が令和2年4月に創設され、もうすぐ1年が経過する。事業承継特別保証制度は「経営者保証に関するガイドライン」を含めた一定の要件を満たす法人を対象としたものであり、他の都道府県と比較して、岐阜県の金融機関等は積極的に本制度を利用した事業承継支援に取り組んでいる。今後も本制度を利用した事業承継は増加していくと思われる。

「経営者保証に関するガイドライン」で求めている企業会計に関する3つの要件は以下のとおりである。

①法人個人の一体性の解消

法人から経営者への貸付等による資金流出がないこと

②財務基盤の強化

資産超過であり、返済緩和債権もなく、EBITDA有利子負債倍率（※）が10倍以内であること

※（借入金・社債−現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

③財務状況の適時適切な情報開示

決算報告のほか、試算表や資金繰り表等の定期的な報告をしていること

企業会計は、企業の事業活動を定量的にモデル化した情報を提供してくれるものである。適時適切に事業活動を把握して今後の企業戦略を立案するためにも積極的に活用してもらいたい。

歴史は、今を経営する者がより良い事業を展開するために、先人が遺してくれた経営の鑑（かがみ）でもあります。

※事業承継特別保証制度の相談は、与信取引のある金融機関又は商工会議所で実施しています。

＊史実は諸説があります。本文とは異なる説もありますのでご了承ください。
＊参考文献：日本経営史の基礎知識（有斐閣ブックス）

中小企業診断士・
MBA（経営学修士）
馬渕智幸 氏

●プロフィール（まぶち　ともゆき）
馬渕中小企業診断士事務所　所長
ぎふしスタートアップ相談窓口担当
プッシュ型事業承継支援高度化事業
ブロックコーディネーター　岐阜県
知財総合支援窓口　窓口支援専門員
会計事務所・銀行・コンサルの3者の視点から企業の課題を抽出し、事業発展・事業継続につなげる中小企業者支援を行っている。